

請求人 矢ヶ部 広巳 様

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 藤丸 富男

柳川市職員措置請求（柳川市長に関する措置請求）に係る監査結果について（通知）

先に提出された地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項の規定に基づく、柳川市職員措置請求（以下、「本件請求」という。）について、法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を通知する。

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

- (1) 請求人 矢ヶ部広巳
- (2) 提出日 平成19年11月6日

2 請求の内容

請求の内容は次のとおりである。なお、請求書に添付された事実証明書は、平成7年度から同8年度の支出命令書、補助金交付申請書等である。

平成7年度から同8年度までの全日本同和会大和支部への補助金の支出負担行為は、
①地方自治法第2条 地方公共団体は、法人とする。

〔4〕市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

②法第2条

〔16〕地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

③法第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
二 予算を定めること。

④法第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。
二 予算を調製し、及びこれを執行すること。

⑤法第149条

五 会計を監督すること。

⑥法第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する都市にあっては、30日、その他の市及び町村にあっては20日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

⑦法第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

⑧会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができない。

上記に違反するものであり、不当な公金の支出である。よって、当時の大和町長（現柳川市長）石田宝蔵氏に対し、総額960万円の返還を求める。

なお、本事実を知り得たのは、情報部分公開決定通知書（19柳会計第37号・平成19年10月22日）により交付を受けた平成19年10月24日午前9時30分であったことを申し添えます。

第2 請求の受理

1 本件請求は「平成7年度から同8年度分」の監査内容であるが、請求に「正当な理由がある」と認め、平成19年11月6日に監査委員の合議により受理した。

2 本件請求は、平成7年度から同8年度までに行った全日本同和会大和支部補助金の支出負担行為は不当な公金の支出のため、旧大和町がこうむった損害を補てんするための措置を講ずるよう監査委員に求めたものである。

法第242条第2項は、監査請求期間について、次のとおり定めている。「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

本件請求は平成19年11月6日に提出された監査請求であるため、平成7年度から同8年度までの財務会計上の行為（支出負担行為）は、明らかに監査請求期間を経過したものである。

本件請求に「正当な理由がある」と判断し受理した理由は、次のとおりである。

(1) 全日本同和会大和支部への補助金支出が、平成7年度から同8年度の旧大和町の予算書、決算書に記載されていなかったこと。

(2) 平成7年度から同8年度までの支出の事実を情報公開請求で請求人が知り得たのは「平成19年10月24日」であったこと。

(3) 監査委員に監査請求を行ったのは「平成19年11月6日」であったこと。

次に、「正当な理由」の判断基準を示す最高裁判例（昭和63年4月22日）は、『当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、又、当該行為を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。』と示している。

よって、(2)の事実を知り得た10月24日から(3)の監査請求をした11月6日までの期間は、「正当な理由」として最高裁判例が示す「相当な期間内に監査請求したものである」と判断したので、本件請求を受理したものである。

(参考) ー最高裁判例の抜粋(昭和63年4月22日)ー

『法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関・職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めた。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してからはじめて明らかになった場合等にも右の趣旨を貫くことが相当でないことはいうまでもない。そこで、同項但書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるとしたのである。

したがって、右のように当該行為が秘密裡にされた場合、同項但書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、又、当該行為を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものといわなければならない。』

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成7年度から同8年度までの全日本同和会大和支部への補助金に関する支出負担行為は、違法・不当な点があるか。

2 監査の対象部局

大和庁舎総務調整課

3 関係書類の提出

(1) 市長に対し、平成7年度から同8年度までの全日本同和会補助金の関係書類（写し）を求めたところ、旧大和町の文書管理規程ではこれらの文書が「5年保存」と定めてあったため、一部書類が入手できなかった。

(2) 関係書類の提出（写し）は、次のとおりである。

ア 予算書

イ 歳出予算見積書

ウ 歳出執行整理簿

エ 支出命令書

4 請求人の陳述

平成19年11月6日に提出のあった本件請求に関しては、法第242条第6項の規定に基づく、新たな証拠の提出及び陳述の機会を実施していない。その理由としては、同年10月4日付けで提出があった措置請求について同年10月31日に陳述がなされたことと、追加請求分の陳述は辞退する旨の確認を行っているためである。

参考までに10月31日に行った陳述内容の要旨は、次のとおりであるが、その際、平成7年度及び平成8年度の追加分960万円を合わせて3,660万円となる旨を説明されている。

(請求人の陳述)

- (1) 資料で出しておりますとおり、旧大和町の予算書、決算書にまったく同補助金に関するものが載っていない。市がお金を出すわけだから、地方自治法により、当然、議会の承認を得て、支出することは当たり前。そういう、手続きがされていないから、私は監査請求を出しているところです。

(監査委員の質問に対する回答)

- (2) 問1：請求書の記載中、「総額2,700万円の返還を求める」とありますが、2,700万円の積算根拠をご説明ください。

答1：総額2,700万円の積算基礎は、平成9年度から同14年度まで、毎年450万円出されています。それが6年間ですから2,700万円ということです。

- (3) 問2：法第242条第2項に「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」という規定がありますが、この「正当な理由」を確認する必要がありますので、お聞かせ下さい。

答2：私がこの問題を知り得たのは、平成19年7月17日の午前9時00分に情報公開を求め、それが明らかになったわけですから、当然、法第242条の「正当な理由」があったということに値するというで提出したわけです。知り得たところから、1年以内で。

5 関係人調査

平成19年11月21日に関係人4名、同年12月14日に柳川市長からそれぞれ調査を行った（計5名）。なお、監査委員の質問に対し関係人が回答した要旨は、次のとおりである。

（11月21日実施分）

- (1) ない金を出しているから、監査請求をしてあると思う。法律上、正しいとあれば、それを出す意味がないのでは。
- (2) 担当者としては、おかしいと思ったが、以前からそういうふうになっていた。
- (3) 退職手当組合の積算と全日本同和会の積算という2本立てで、予算書上、記載してなかったという考え方であって、予算計上していなかったという考え方ではない。

（12月14日実施分）

- (1) 歳出予算見積書（退職手当組合負担金職員分と全日本同和会分の記載）は、町長査定の段階で提示を受けていない（見ていない）。
- (2) 財政課長の予算査定が行われたものは、助役査定となる。それで残ったものが町長査定となるが、全部を微に入り細に入ることはない。
- (3) 平成7年度、同8年度の補助金は、それぞれ30万円増加し480万円となっているが、これについて説明はあっていない。
- (4) 補助金の支出は、担当から「ゴーサイン」なりを求められたこともなく、指示したこともない。

第4 監査の結果

1 事実関係

(1) 予算の調製及び議会の議決について

旧大和町長が、法第211条第1項の規定に基づき、当初予算（一般会計）を議会に提出した日等は、表1のとおりである。

(表1) 予算提出日と議決日一覧

	提出年月日	議決年月日	審議結果
平成7年度	平成7年3月10日	平成7年3月16日	原案可決
平成8年度	平成8年3月11日	平成8年3月19日	原案可決

「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては30日、その他の市及び町村にあっては20日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。」（法第211条第1項）

(2) 補助金の支出負担行為から支払いについて

関係書類から確認できた支出負担行為日等は、次のとおりである。

(表2) 平成7年度

回数	支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)
1	平成7年 4月 3日	平成7年 4月 3日	平成7年 4月 6日	2,950,000
2	平成7年 5月 9日	平成7年 5月 9日	平成7年 5月17日	450,000
3	平成7年 6月 6日	平成7年 6月 8日	平成7年 6月23日	50,000
4	平成7年 6月20日	平成7年 6月20日	平成7年 6月23日	100,000
5	平成7年 7月20日	平成7年 7月20日	平成7年 7月26日	100,000
6	平成7年 8月10日	平成7年 8月11日	平成7年 8月17日	150,000
7	平成7年10月 3日	平成7年10月 4日	平成7年10月13日	200,000
8	平成7年10月25日	平成7年10月25日	平成7年10月27日	100,000
9	平成7年11月14日	平成7年11月14日	平成7年11月28日	100,000
10	平成7年11月27日	平成7年11月27日	平成7年12月 5日	50,000
11	平成7年12月15日	平成7年12月15日	平成7年12月21日	250,000
12	平成8年 1月26日	平成8年 1月30日	平成8年 2月20日	300,000
計				4,800,000

※ この表は、歳出執行整理簿を基に記載している。

(表3) 平成8年度

回数	支出負担行為日	支出命令日	支払日	金額(円)
1	平成8年 4月 1日	平成8年 4月 3日	平成8年 4月 5日	3,000,000
2	平成8年 5月 1日	平成8年 5月 1日	平成8年 5月14日	500,000
3	平成8年 5月28日	平成8年 5月29日	平成8年 6月 5日	100,000
4	平成8年 7月26日	平成8年 8月 1日	平成8年 8月13日	100,000
5	平成8年 9月 2日	平成8年 9月 3日	平成8年 9月 5日	100,000
6	平成8年 9月26日	平成8年 9月26日	平成8年 9月27日	200,000
7	平成8年10月16日	平成8年10月18日	平成8年10月22日	200,000
8	平成8年11月 1日	平成8年11月 5日	平成8年11月15日	100,000
9	平成8年11月 1日	平成8年11月 5日	平成8年11月15日	200,000
10	平成8年11月29日	平成8年11月29日	平成8年12月 5日	100,000
11	平成9年 1月 6日	平成9年 1月 7日	平成9年 1月10日	200,000
計				4,800,000

※ この表は、歳出執行整理簿を基に記載している。

全日本同和会大和支部への補助金支払い方法は、「窓口払い」となっている。(各支出命令書で確認)。

(3) 旧大和町一般会計当初予算書及び決算書の説明について

平成7年度から同8年度までの当初予算書及び決算書は次のとおりである。

ア 職員退職手当組合負担金・職員分の表示について

(ア) 平成7年度

(表4) 予算書、決算書の説明

(単位：円)

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 19節負担金・補助及び交付金	
歳出予算事項別明細書	歳出決算事項別明細書
職員退職手当組合負担金・職員分 56,377,000	職員退職手当組合負担金・職員分 56,305,476
節合計143,620,000	節合計141,436,751

※ 19節内の「職員退職手当組合負担金・職員分の予算額、又は、決算額」のみを取り上げているので、それぞれ「節合計」とは相違する。

(イ) 平成8年度

(表5) 予算書、決算書の説明

(単位：円)

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 19節負担金・補助及び交付金	
歳出予算事項別明細書	歳出決算事項別明細書
<u>職員退職手当組合負担金・職員分 57,595,000</u>	<u>職員退職手当組合負担金・職員分 57,801,300</u>
節合計84,894,000	節合計84,514,234

※ 19節内の「職員退職手当組合負担金・職員分の予算額、又は、決算額」のみを取り上げているので、それぞれ「節合計」とは相違する。

平成7年度分の「職員退職手当組合負担金・職員分」の歳出予算見積書には、4,500,000円が、同8年度分は4,800,000円が見積もってあった。

平成7年度分、同8年度分の歳出執行整理簿では、各4,800,000円の支出が行われていたことを確認した。

イ 支出負担行為

平成7年度から同8年度の支出負担行為書は、保存年限を経過しているため確認できなかったが、参考までに現存する平成14年度の支出負担行為書（写し）の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 起案年月日 平成14年4月3日 ・ 決裁年月日 平成14年4月3日
- ・ 予算内容 001105 職員退職手当組合負担金（職員分）
- ・ 摘要 全日本同和会大和町補助金 ・ 債権者 全日本同和会支部長
- ・ 款02 総務費 項01 総務管理費 目01 一般管理費 節19 負担金、補助及び交付金
- ・ 細節05 職員退職手当組合負担金（職員分）
- ・ 事業 一般管理費 ・ 予算現額 92,752,000円 ・ 予算残額 92,752,000円
- ・ 負担行為額 4,500,000円

支出負担行為書の予算現額の表示は、平成14年度当初予算書の職員退職手当組合負担金・職員分予算額72,540,000円ではなく、19節の合計92,752,000円の表示である。

2 判断

以上のような事実関係の確認、調査及び関係人の調査に基づき、本件請求については、次のとおり判断する。

- (1) 平成7年度から同8年度までの全日本同和会大和支部への補助金に関する支出負担行為は、違法・不当な点があるか。

ア 請求人の主張

① 法第2条第4項について

「市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」という条文は、次のとおり解釈した。

「新地方自治法講座6 議会・ぎょうせい」を参考として、「議会の議決」について述べることとする。

議会の議決権は、議会の本来的かつ中心的な権限である。広い意味では、地方公共団体の意思又は機関としての議会の意思を決定するために議会に付与された権限をいうが、すべてを付与されたものではなく、議会の権限が及ぶ範囲は、そのうち基本的なもの又は重要なものの決定に限られ、それ以外は長その他の執行機関の権限により決定される。議会のいわゆる議決事件は、法律に制限列挙されており（法第96条）、これらはいずれも地方公共団体の意思の決定に係るものとされている。法第96条の条例の制定改廃、予算の決定等は、地方公共団体の意思を議会が定め、効果を生じるという性格が明確であるとされている。

よって、①法第2条第4項の「議会の議決を経て」とは、市の方向、目標等を明らかにした中期又は長期の計画で市の策定する振興計画、都市計画等すべての計画の基本となる「基本構想」の決定を行う議決であると考える。

② 法第2条第16項

「地方公共団体は、法令に違反してその事務処理をしてはならない。」という条文は、「注意的規定であり、本項の規定がなくても、市が法令に違反して事務を処理してよいわけではない」という解釈がされている。（逐条地方自治法・学陽書房）

③ 法第96条第1項

「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。2 予算を定めること」という条文は、議会の議決すべき事項を定めたものである。本項は15号からなるものであり、予算の議決権は、議会にとって、執行機関の行政執行を拘束し、監視するための、最も有効でかつ広範な権限であるという意義づけをすることができる。（参考 新地方自治法講座6 議会）

予算の議決日については、「第4 監査の結果 1 事実関係」で示したとお

りであるが、平成7年度から同8年度の予算は、当時の旧大和町議会において、議決が行われている。なお、後述するが、歳入歳出予算の議決対象は「款項」となっており、法第215条は、次の7つの事項から予算が成ることを規定している。

- 1 歳入歳出予算、2 継続費、3 繰越明許費、4 債務負担行為
- 5 地方債、6 一時借入金、7 歳出予算の各項の経費の金額の流用

④ 法第149条第1項

「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。2 予算を調製し、及びこれを執行すること。」という条文は、普通地方公共団体の長の権限の主要なものを、地方公共団体の事務を中心として、具体的に概括例示したものである。「予算の調製」とは、予算を編成する一切の行為であり、「予算の執行」とは、成立した予算に基づいて実行するための一切の手続きの執行をいう。予算編成の事務は、予算編成方針の決定、予算要求書の提出、査定、組立て、議会への提出という順序によって行われる。予算は、予算案の内容を検討したうえで確定したものととして議会に提案するとともに、その責任の所在を明確にし、経理の適正を期する趣旨によるものである。（財務1・ぎょうせい）

全日本同和会大和支部への補助金は、歳出予算見積書で「職員退職手当組合負担金職員分」に含めた予算要求、予算編成が行われた。要求の当初から「同和補助金」として額の積算をし、見積もってはいるが、そのような事務処理では、予算書の説明に「職員退職手当組合負担金職員分」としか表示されないの、適正な処理であるとは言い難い。

⑤ 法第149条第1項

「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。5 会計を監督すること。」という条文は、次のとおり解釈される。

「普通地方公共団体の長は、会計管理者が会計事務を執行するに当って遵守すべき義務に違反することがないかどうか、又は、その行為が職務の達成上不適当でないかどうかを監視し、必要に応じ指示命令等をなすうる権限を有することをいうもので、監督の作用としては、事務の報告の聴取、実地検査、書類帳簿の検閲、さらに監督上必要な命令を発すること等が考えられる。」（逐条地方自治法・学陽書房）

当時の収入役も長の補助機関であるが、その職務の性格から職務の独立性が認められている。その職務の公正な執行を確保するための手段として認められたのが、「会計の監督」規定である。旧大和町において、本条に基づきどのような監督をしていたかは、確認できないが、例月出納検査の資料等で事務の報告を受けてはいた。

⑥ 法第211条第1項

「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては30日、その他の市及び町村にあっては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。」

予算の提案については、「第4 監査の結果 1 事実関係」で示したとおりであり、年度開始前20日までに各年度の予算を議会に提案し、3月中に議決を得ている。

⑦ 法第232条の4第1項

「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。」という条文は、次の⑧と合わせて述べる。

⑧ 法第232条の4第2項

「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」という条文は、次のとおり解釈される。

「会計管理者が支出するには、普通地方公共団体の長の支出命令があること、支出負担行為が法令又は予算に違反していないことを確認したうえであること及び支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえであることが必要である。」（逐条地方自治法・学陽書房）

全日本同和会大和支部への補助金は、旧大和町総務課で補助金の交付決定後、支出負担行為として整理している。19節（負担金・補助及び交付金）の支出負担行為及び支出命令の決裁は、旧大和町事務決裁規程第16条別表第1に「全額 助役」となっている。

当時、決裁を受けた支出負担行為書、支出命令書は、収入役又は職務代理者の受付印があり、審査が行われている。平成14年度の支出負担行為書（写し）には、「補助金交付決定通知書」が添付されており、これにて「債務の確定」を確認できたと推測する。予算内容は「職員退職手当組合負担金（職員分）」、摘要「全日本同和会大和町補助金」、債権者は「全日本同和会支部長」と表示があり、関連性は認められない。よって、予算内容等について十分に確認を行うべきであったと考える。

イ 予算の議決科目

平成7年度から同8年度までの旧大和町一般会計予算書には、全日本同和会大和支部補助金の予算説明が記載されず、「職員退職手当組合負担金職員分」から補助金が支出されていた。

予算科目は、「歳入歳出予算の性質、用途及び種類」を明らかにするものであり、歳出予算の科目の区分は、「その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。」（法第216条）ものである。目節について区分の原則は法令上、総務省令に示す区分の基準からうかがうほか、特に示されていない。これら款、項、目、節を予算科目といい、そのうち款項を「議決科目」、目節を「執行科目又は行政科目」という。

昭和38年の法改正前、予算様式が款、項、目、節の一表となっていたこと等から、実際の運営上は議会の議決範囲の限界が不明確となっていた。法改正後は、法律上明確に規定するとともに予算様式も「款項」の予算書（注1参照）と、「目節」の歳入歳出予算事項別明細書に分断されて、議会と執行部のそれぞれの責任分野の区分がなされた。（予算と決算・ぎょうせい）

歳入歳出予算事項別明細書・給与費明細書、地方債に関する調書、その他予算に関する必要な書類は、法第211条第2項に基づいて、長が予算を議会に提出するとき、あわせて提出しなければならないものであるが、「予算に関する説明書」は、予算そのものではなく、附属書類なので、議会の議決の対象外となっている。（地方財務ハンドブック・ぎょうせい）

（注1） 平成19年度柳川市一般会計予算書（p5）より一部抜粋

第1表 歳入歳出予算

歳入（省略）

歳出

款	項	金額
1 議会費		277,853 千円
	1 議会費	277,853
2 総務費		2,733,624
	1 総務管理費	2,255,807
	2 徴税費	260,291
	3 戸籍住民基本台帳費	109,061
(以下省略)		
歳出合計		26,874,000

ウ 歳出の節の区分（歳出予算事項別明細書の説明）

法第220条には、長が政令に従って予算執行を行う手続きを定めている。手続きの一つとして、「歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。」（法施行令第150条第3項）と定めている。節の区分は「予算執行に際しての手続き的な区分」ということになり、その具体的な区分は総務省令で示されている。節の区分は強制規定とされ、個々の予算の執行にあたっての最小限度の「単位区分」として全国的に統一されており、これを基礎に歳出予算を積上げて地方公共団体の予算として款・項が成り立つものである。

る。節に関して要旨は次のとおりである。(予算と決算・ぎょうせい)

(ア) 歳出予算の執行に際しての手続き的な区分であること。

(イ) 省令で示された28節の範囲内で規則に定めなければならないこと。

(ウ) 節の頭初の番号は省令の番号によらなければならないこと。

(エ) 節の名称と具体的なその説明を省令で示してあるが、歳出予算の配当に際して説明(細節ともいえる)によって配当を行うことができること。

エ 歳出の執行

予算は、議会の議決により成立することとなっているので、議会の議決を受けることが「予算の必須の要件」であり、効果を生じさせるのである。当初予算の議決後、旧大和町長は、全日本同和会大和支部への補助金交付決定、すなわち、財務会計上の支出負担行為を行った。旧大和町において、財務会計システムは「細節」を単位として予算配当及び管理が行われていたが、支出負担行為は、「節」の予算配当(残額)内で作成できるシステムであった。これは、現存する平成14年度の支出負担行為書の写しからも確認できる。(p9参照)

支出負担行為書の作成には、予算内容(細節)が必要であった。全日本同和会大和支部への補助金は、「職員退職手当組合負担金・職員分」の予算内容で慣例的になされてきた。この予算内容には、予算編成当初から「職員退職手当組合負担金・職員分」と「全日本同和会大和支部補助金分」として、それぞれ額を見積もり合算した額であった。このことから、2款・1項・1目・19節(負担金・補助及び交付金)内で予算不足になることなく、支出負担行為書が作成されてきた。旧大和町の財務会計システムにおいて、節の予算残額内を限度として支出負担行為を行ってきたことは、法第216条で「款項」は議決科目と定め、「目節」は執行科目と解されることから、長の予算執行に含まれるものと判断する。

法律上、「目節」が執行科目であるため、長の裁量権の範囲内で予算の執行が行われたが、19節(負担金・補助及び交付金)の「職員退職手当組合負担金・職員分」から全日本同和会大和支部へ補助金を支出したことは、予算制度の目的、議会に対する説明不足の点から、妥当性を欠くものである。

オ 結論

以上のとおり、全日本同和会補助金に対する支出負担行為は、予算措置等において一部適正を欠く事項が見受けられ、極めて不適當であると言わざるをえないが、違法であるとまでは言えない。したがって、措置の必要は認めないため、本件請求は棄却する。

第4 市長に対する要望・意見

別紙のとおり、要望・意見を行っている。

柳川市長 石田 宝藏 様

柳川市監査委員 松藤博明
柳川市監査委員 藤丸富男

住民監査請求の監査結果に基づく要望・意見について

平成19年11月6日付けで、提出された全日本同和会大和支部（以下「同和会」）への補助金支出に係る住民監査請求について、監査を実施した結果（写し添付）、次の通り事務処理上、適正を欠く事項等が見受けられるので、今後の事務処理について、善処方を要望する。

- 1 予算は市の行政活動を数字で表現したものである。議会及び市民は予算を通じて、市の行政活動がどのように行われようとしているかを知り、また、行われるべきかの監視をするのであるから、予算は正確に見積もるとともに議会議員及び市民にとって、理解されやすい内容であることが必要である。

したがって、法第210条、第211条の規定の精神からみて適正を欠くことのないよう可能な限り具体的詳細な記載を求める。

- 2 同和会に対する補助金支出は、違法とまでは言えないと判断したが、「法第232条の2で補助金は公益上必要な場合」と限定しているので、そのためにも議会で審議を受ける必要がある。歳入歳出予算事項別明細書に明示しないで議決を得た予算から補助金交付を決定することは、首長の裁量権の範囲を逸脱しかねない越権行為の疑義(可能性)を払拭できないものである。

したがって、今後はこのような不適切な事務処理は厳に慎むべきである。

- 3 同和会に対する補助金については、「職員退職手当組合負担金職員分」で支払いに充てているが、それを当初から支出が予定されていた同和会への補助金に充用することは、極めて妥当性を欠く方法である。

したがって、今後は、このような不適正な予算計上をとられることのないよう強く要望する。

- 4 予算編成、予算執行等にあたり永年の慣習、あるいは継続により安易にこれを踏襲し、組織的に問題点の発見、改善を図られていないように見受けられた。したがって、今後は、恒常的、継続的に行われてきた事案といえども、異例、不適正な処理と疑義が生じ、認識したときは、適宜、組織責任者に伝達し協議改善を図る体制を求める。